

# 14 世紀前期の京都における地震活動の検討

西山昭仁(奈良文化財研究所)・原田智也

## § 1. はじめに

京都は平安遷都以降約 1200 年間に幾度も被害地震に遭遇してきた。これらの被害地震の中には、京都盆地内で発生したと想定されている地震は僅少であり、京都は周辺で発生した地震によって大小様々な被害を蒙ってきた。鎌倉時代末期の 14 世紀前期の京都においても、史料は限られるものの複数の有感地震や被害地震が記録されている。

本研究では、京都で記された日記史料にある①正和六年一月三日(ユリウス暦:1317年2月14日)の京都の地震と、②正中二年十月二十一日(同:1325年11月27日)の近江北部の地震を対象として、京都での有感地震の継続期間や周辺地域を含めた被害状況の考察に基づいて、この2つの被害地震の実像について検討を試みたい。

## § 2. 正和六年一月三日(1317年2月14日)の京都の地震

花園天皇の日記である『花園天皇宸記』には、一月三日条に「巳剋大地震、近代未曾有程大地震也、良久後動止」、同五日条に「寅剋地大震、梁棟傾危之間」とある。その後 10 日間ほどは連日有感地震の記録が続き、約 2 ヶ月後まで断続的に「小地震」・「地震」・「地大震」といった有感地震の記録がある。

この当時、花園天皇が里内裏として用いていた二条富小路殿では、五日もしくは三日の地震の大きな揺れによって、梁や屋根が傾いて危険な状態であったが、他に目立った損傷箇所はなかったようである。また、花園天皇が方違で行幸していた持明院殿や土御門東洞院殿でも、被害はなかったようである。

顕著な被害として「地震之間、人家或顛倒云々、白河邊五人有死云々」とあり、地震の揺れで人家の顛倒が生じて、白河辺りでは死者が5人出ている。人家の顛倒で死者が複数人出ているために、複数の人家が顛倒していた可能性がある。一方、白河に立地していた法勝寺に関する被害記述はみられない。

東寺の寺史である『東宝記』には、「度々大地震、東寺塔九輪折傾、灌頂院破損了」とある。東寺の五重塔では上部の九輪(相輪)が折れて傾いたが、九輪の上にある水煙や宝珠などは落下しなかったようであり、塔本体に目立った被害はみられない。また、灌頂院では、外部あるいは内部で部分的な破損が生じた程度であり、大破や倒潰には至っていない。

## § 3. 正中二年十月二十一日(1325年11月27日)の近江北部の地震

『花園天皇宸記』には十月二十一日条に「今夜亥剋大地震、良久不休」とあり、その後 10 日間ほどは「地震」・「地震、頗大」といった有感地震の記録が続くが、これ以降は急激に減少する。

花園上皇が院御所として用いていた持明院殿では、地震の揺れを感じてはいたが、地震による目立った被害は生じていないようである。

洞院公賢の日記である『園太暦』には、「輪燈十二悉消、常燈過半失照用」とある。延暦寺東塔の根本中堂では、内部に吊り下げられていた輪燈のうち十二ヶ所の灯火が大きな揺れによって完全に消え、仏前に置かれていた常燈も過半は消えた。しかし、根本中堂の内部で特に被害はなかったようである。

朝廷の通史である『統史愚抄』には、「日吉八王子御正躰墮、同社灯籠火滅」とある。日吉社の八王子権現では、社殿内で神像が落下し、灯籠の火が消えているが、社殿の内部や外部に目立った被害はなかったようであり、被害は軽微であったと考える。

竹生島にはこの当時、弁天堂や観音堂などが建てられており、南東には都久夫須麻神社の本殿があった。同史料に「竹生嶋損者」とあることから、地震の大きな揺れによってこれらの建造物に破損が生じているが、大破や倒潰には及ばなかったようである。

荒道山(荒智の中山)は、西近江路の海津と越前国の敦賀を結ぶ道の国境付近に所在した山塊であったと考えられる。同史料に「荒地(未考之)、中山崩」とあり、その場所の周辺で山崩れが起こっていたが、山崩れで道が塞がれた可能性は低い。

## § 4. おわりに

14 世紀前期の京都で記録された上記の 2 つの地震は、①と②ともに個々の被害発生場所での被害状況は限定的であり、広範囲に大きな揺れを及ぼした地震ではなかったと考える。①の正和六年(1317年)の地震については、京都に被害を及ぼした地震であり、その後の有感地震の記録数も顕著であるため、京都付近で発生した浅い地殻内地震であったと考えられ、M6.5 以上の地震が連続した可能性も想定できる。また、②正中二年(1325年)の地震については、京都での被害は確認できず、近江国北部で明瞭な被害が確認できるため、琵琶湖北部で発生した M6 級の浅い地殻内地震であったと想定できる。